

# デザインにちょっとだけ自信があります

冊子表紙 \*関西サッカー協会・大阪府サッカー協会・京都府サッカー協会のU-15年代の大会冊子を毎年受注



## 高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ 関西サンライズリーグ

関西サンライズリーグおよび全日本選手権関西大会予選は、U-15(中学生年代)における関西最高峰の大会です。中学時代に関西で過ごしたプロ選手や日本代表選手の多くが、この大会の冊子にその名を連ねています。弊社では、関西サンライズリーグは2009年の第1回大会より17年間、全日本選手権大会予選は第25回大会から第37回大会までの12年間、継続して大会冊子の制作を承っております。なお、「サンライズリーグ」という大会名称は、当時の関西3種委員長と弊社デザイナーが案を出し合って決定いたしました。

全日本選手権 関西大会予選



D-WAVE  
5

大和写真工業(株)

本社

大阪府豊中市三和町4-3-1  
大阪府高槻市明田町1-12

TEL 06-6331-1807 (代)  
TEL 072-681-1805 (代)

FAX 06-6332-4453  
FAX 072-681-1830

大和写真工業(株)が毎月お客様へ印刷・複写・デジタルのお役立ち情報をお届けします。

# ディー・ウェーブ D-WAVE

MONTHLY NEWS LETTER PRESS Vol.220

2026  
5  
MAY

「引出し」の多さに自信あり



## デザインコンペ

### 関西医科大学 白菊会会報誌

2年前に受注して以来、一貫して同じデザインを採用いただいております。以前の簡素なイメージから一新し、厳かでありながらも気品ある雰囲気のデザインをご提案いたしました。本文のセンシティブな内容を損なわない範囲で、遊び心のある要素を取り入れた誌面を作り上げております。

以前のデザイン▶



## パンフレット

### カンケンテクノ CSRレポート



カンケンテクノ様よりCSRレポートの相談を受け、費用対効果並びに先方支給のデータによる作成を依頼されました。表紙2案と中面のレイアウトを見直して伝わりやすいデザインをご提案。デザイン会社が寄り添いながら顧客の思いを1つ1つ忠実に表現できたと好評を得ました。



弊社デザイナーがお客様のニーズにあったデザインをお届け致します!

大和写真工業株式会社

5月は弊社新年度(4月決算月)のスタートです。なかなか厳しい昨年度でしたが、今期こそ大いに飛躍を!と決意を新たにしております。

さて、1月から取り組む「AI活用」では、ようやく成果も見えはじめていますが、逆に社内教育等の難しさという問題にも直面し、四苦八苦しているところです。なかなか簡単にはいきませんね。

またご存じないかと思いますが、弊社は「RICOH」の販売代理店で、この5月にも1台複合機の販売を予定しています。ドキュメントサービス・印刷の専門業者の視点から最適な機種選定等のお手伝いもさせていただきます。(印刷が得意な“なんでも屋”とお呼びください)

今後もお客様の幅広いニーズや課題に、スピーディーにきめ細く対応してまいりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

代表取締役 鶴井宏尚

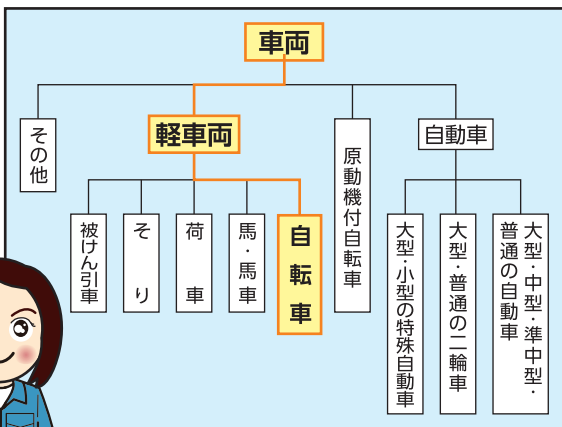
# 迷子 4月からの自転車交通ルールで なってませんか？

まずは  
再確認

## 自転車は車です！

自転車は道路交通法上「**軽車両**」に区分され、基本、自動車と同じ「**車道**」を通行しなければなりません。しかし運転者が13歳未満の子供または70歳以上の高齢者や、身体の不自由な方、道路標識等で許可されている場合は歩道の走行も可能。歩行者の安全や通行を妨げないように注意し、**徐行(時速8~10km)**で通行することができます。

徐行とは  
一般人の歩く速度が  
時速約5kmなので  
ちょっと早足で歩くぐらいの  
スピードです。



## 走行する時はしっかりと標識を確認！

歩道と車道の区別のある道路では、駐停車の車両や工事などの障害物を超える場合を除いて、自転車は**車道の左端に寄って通行**しなければなりません。やむを得ず歩道を走行する場合も、「**自転車専用通行帯**」がある場合【図1】は、**歩道を相互通行(逆走)することはできません**。

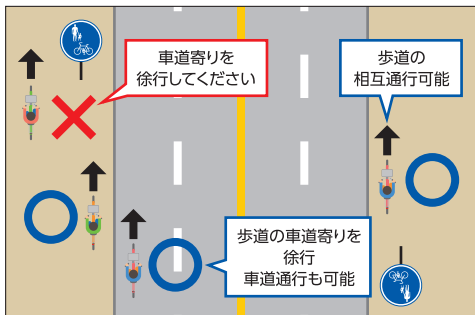
しかし「**自転車歩道通行可**」の標識がある場合【図2】は、歩道の車道側端を相互通行する事ができます。



自転車歩道通行可の標識



【図1】自転車専用通行帯がある場合



【図2】自転車歩道通行可の標識がある場合

4月1日から自転車の交通違反に青切符制度が適用されて1か月。報道や警察の注意喚起で、概ねルールは浸透しつつありますが、「知っているつもり」の誤解や見落としも少なくありません。そこで今回は、その自転車交通ルールの「これどうなの？」を再確認し、安全に走行するためのおさらい編です。

これ  
どっち？

## 「歩車分離式」交差点の信号、 自転車はどっち？

車道を走行する自転車は、信号も「**車両用信号**」に従って横断しなければなりません。道路の左端走行が基本で、中央走行は禁止されているため、右折する場合は2段階右折。斜め横断はできません。

※歩道から徒歩で押して横断する場合や、補助標識で許可されている場合は例外です。



補助標識で  
指示されている場合は  
そちらに従う

無視すると 信号無視違反 反則金 6,000円

## 一方通行の道路、 自転車も入ってはダメ？

補助標識で許可されている場合を除き、**自転車も侵入できません**。侵入した場合は違反となります。

無視すると 通行禁止違反 反則金 6,000円



補助標識で  
許可されている場合は  
侵入(逆走)可能

知って  
ます？

## 買い物袋やバッグを ハンドルに掛けての走行はダメ！

自転車のハンドルにレジ袋やバッグを掛けて走るのは違反になります。ハンドル操作が妨げられ、転倒・事故リスクが高まるので、**カゴに入れるか、リュックの使用が必要**です。

無視すると 乗車積載方法違反  
反則金 5,000円



## 商店街での乗車通行はダメ！

商店街の多くは「**歩行者専用道路**」に指定されており、原則車両(自転車含む)は通行できません。一部の商店街では、補助標識によって「〇時~〇時は車両通行不可」と、時間指定になっている場合があります。



無視すると 通行禁止違反 反則金 6,000円

自分が  
しゃ  
者ではなく  
(自転)しゃ  
車であることを  
自覚しましょう！

いま一度  
ルールのご確認を！

